

おくやみ ハンドブック

印西市

おくやみコーナーのご案内（完全予約制）

☎ **0476-33-4441**

死亡届を提出した後の死亡に伴う市役所のお手続きについて
ご案内いたします。

●予約利用方法

希望日の5日前（土曜日、日曜日祝日と年末年始を除く）までに
電話でご予約ください。

●場 所 市役所 1 階市民課フロア内

「おくやみ手続きナビ」のご案内

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで
必要な手続きが確認できる「おくやみ手続きナビ」も
ぜひご利用ください。



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

印西市では、ご遺族の方が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

印西市

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (44 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	(45 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (46 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (45 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 (46 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

印西市で必要な手続きについては 11 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、そちらもご確認ください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

亡くなられた方の届出に必要な持ちもの

☐ 印鑑登録証

☐ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書

※世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は
国民健康保険加入者全員の資格確認書

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

☐ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証

☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳または年金証書）

☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費
受給者証

☐ 福祉医療費受給者証

☐ その他市役所から交付された証書類

来庁される方（ご遺族・ご親族等）の持ち物

☐ 本人確認書類

①官公署が発行した顔写真がある証明書 1 点
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、身体障害者手帳など

②①がない場合は下記のうち 2 点
健康保険の資格確認書・介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、
年金証書など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

☐ 預金通帳（相続人代表者、葬儀の喪主のもの※）

※亡くなられた方の加入されていた健康保険が国民健康保険・後期高齢者医療保険の
場合お持ちください。併せて葬儀の喪主の方及び亡くなられた方の氏名が確認でき
る書類（会葬礼状、葬儀の領収書等）をお持ちください。

☐ 印鑑（認印）

☐ 相続人代表者が法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、
遺言書（公正証書遺言・秘密証書遺言（検査済のもの）・自筆証書遺言
（検査済のもの））をお持ちください。

死亡届について

死亡届は亡くなられた方の本籍地、届出をする方の住所地、または亡くなられた場所の市区町村へ死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

※死亡届は葬儀社がご遺族に代わって届出される場合が多く、火葬が終えていれば死亡届の届出は完了しています。

亡くなられた方の戸籍・住民票の請求について

●請求の際に必要なもの

窓口にお越しになった方の本人確認書類

- ☐ 官公署発行の顔写真付きの証明書1点（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ☐ 官公署発行の顔写真がない証明書の場合は2点（介護保険被保険者証、年金手帳など）
- ☐ その他、委任状や疎明資料が必要な場合があります。

●死亡の記載がされた戸籍の発行について

死亡届を提出されてから、おおむね2週間後に死亡が記載された戸籍が取得できます。本籍地以外に死亡届を提出された場合は更に日数がかかりますので、本籍地の市区町村へお問い合わせのうえ、ご請求ください。

●戸籍を請求する前に…

戸籍は法改正や婚姻、離婚、転籍などの届出により、生涯の戸籍は複数にわたることがあります。事前に必要な戸籍を提出先にご確認ください。

【戸籍の範囲例】

- ・亡くなられた方の出生から死亡までの一連の戸籍
- ・亡くなられた方の婚姻から死亡までの一連の戸籍
- ・亡くなられた方と相続人の関係がわかる戸籍

【本籍地が印西市の戸籍の請求方法】

●請求できる方

- ・亡くなられた方の配偶者または直系親族（父母や子、孫など）請求することができます。
- ・傍系親族（兄弟姉妹やおじおば）は請求理由などにより請求が可能です。
- ・代理人の方が請求する場合は、請求できる方からの委任状が必要です。

亡くなられた方の戸籍・住民票の請求について

【住民票の除票の請求方法】

亡くなられた方の住民票は住民登録から消除された除票の請求になります。
請求される場合は、生前に住民登録のあった市区町村にご請求ください。

●死亡の記載がされた住民票の発行について

印西市に死亡届を提出された場合、即日から数日中までに取得できます。
印西市外の市区町村に死亡届を提出された場合は更に日数がかかりますので、提出先の市区町村へお問い合わせください。

●請求できる方

原則相続人の方です。相続人であることが確認できる戸籍をお持ちください。そのほか、亡くなられた後の手続きを行うために住民票の除票の写しが必要な方。

【亡くなられた後の手続きの例】

- ・相続・相続放棄の手続きのために請求する場合
- ・死亡保険金の受け取りのために請求する場合
- ・未支給の請求のために請求する場合
- ・債権や債務があり、相手先へ送付した郵便物が届かない場合

広域交付による戸籍の請求について

令和6年3月から本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍謄本を請求することができます。
※戸籍抄本、戸籍の附票は交付できません。

●請求できる方

亡くなられた方の配偶者及び直系の親族のみ請求ができます。
傍系親族（兄弟、姉妹、おじ、おばなど）や代理人による請求はできません。

●請求の際に必要なもの

窓口にお越しになった方の官公署発行の顔写真付きの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）が必要です。

おくやみコーナーのご案内（完全予約制）

【おくやみコーナーでできること】

- ・亡くなられた後の市役所での必要な手続きのご案内
- ・各種申請書作成のお手伝い
- ・各種認定書などの返却預かり

【おくやみコーナーの電話予約について】

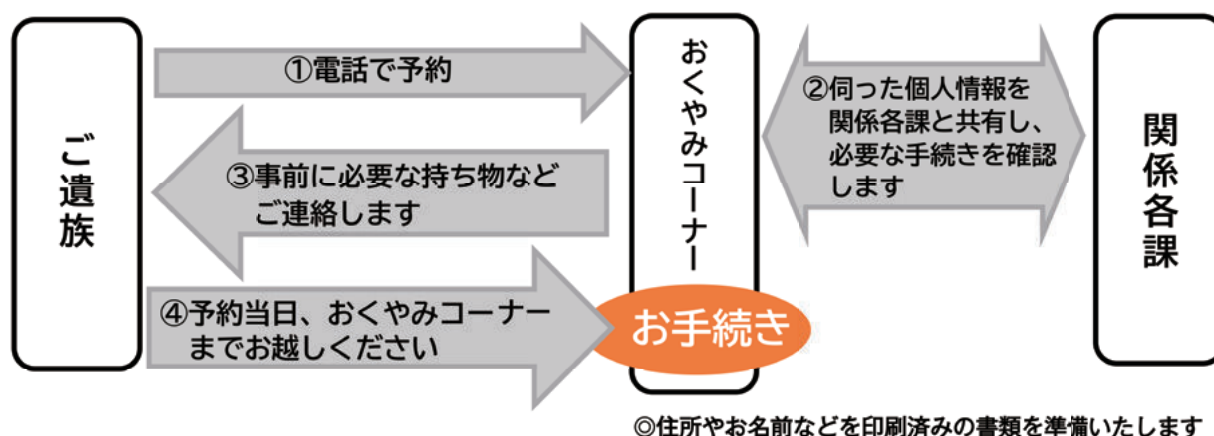
亡くなった方の必要な手続きを特定して準備を行うため、利用希望日の5日前（土曜日、日曜日祝日と年末年始を除く）までに電話でご予約下さい。

※ご予約なしでご来庁された場合は、おくやみコーナーのご利用ができません。

◎電話予約受付時間：午前9時から午後4時まで（土曜日、日曜日祝日と年末年始を除く）

◎電話番号：0476-33-4441（市民課窓口係直通）

【おくやみコーナー利用の流れ】



【注意事項】

- ・おくやみコーナーを利用できる方は、死亡時に印西市に住民登録されていた故人のご遺族。
- ・関係各課と個人情報を共有しますので、ご予約を受付した時点で個人情報の共有に同意していただくものとして手続きを進めさせていただきます。
- ・おくやみコーナーを利用せずに、直接各担当課または各支所市民サービス課へ行きご自身で手続きいただくことも可能です。
- ・可能な限り相続人の方がご来庁されることをおすすめします。
- ・お持ち頂いた物や来庁者の続柄によって、一度で手続きが終わらない場合もあります。

【ご予約時に次の点についてお伺いします】

①亡くなられた方の情報			
フリガナ		生年月日	
氏名		明 大 昭 平 令 年 月 日	
住所	〒 印西市		
亡くなられた日	年 月 日	配偶者の有無	有 ・ 無

②届出される方の情報			
フリガナ		生年月日	
氏名		明 大 昭 平 令 年 月 日	
住所	〒		
電話番号		亡くなられた方とのご関係	

③ご葬儀に関する情報 ※亡くなられた方が国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入していた場合のみ			
フリガナ		亡くなられた方とのご関係	
喪主の氏名			
住所	〒		
電話番号			
葬儀執行日	年 月 日	会葬礼状等の有無	有 ・ 無

④来庁される方の情報			
氏名		亡くなられた方とのご関係	

よくあるご質問

【問 1】 年金関係の手続きは市役所でできますか？

答 1: 受給されていた年金の種類により、手続きできる場合と年金事務所でのお手続きが必要になる場合があります。

※詳しくは亡くなられた方の年金証書等をご準備のうえ年金事務所にお問い合わせください。

【問 2】 おくやみコーナーで全ての手続きができますか？

答 2: 年金の手続きや、亡くなられた方の状況により担当課に案内する場合があります。



死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	問い合わせ先	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードを持っていた	市民課住民記録係 (庁舎1階) ☎0476-33-4442	P.11
	☐	印鑑登録をしていた		
（パスポート） 旅券	☐	有効な旅券を持っていた	市民課旅券交付係 (中央駅前出張所) コスモパレット パレットⅡ内 ☎0476-33-3302	P.12
保険	☐	国民健康保険に加入していた	国保年金課保険税係 (庁舎1階) ☎0476-33-4462	P.13-14
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	国保年金課 高齢者医療年金係 (庁舎1階) ☎0476-33-4470	P.15-16
年金	☐	国民年金に加入（国民年金第1号のみに加入していた方）または受給していた	国保年金課 高齢者医療年金係 (庁舎1階) ☎0476-33-4470 船橋年金事務所 047-424-8811	P.17
	☐	厚生年金（国民年金第3号を含む）に加入または受給していた	ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 船橋年金事務所 ☎047-424-8811	
	☐	共済年金に加入、または受給していた	各共済組合	P.18
	☐	農業者年金を受給していた	農業委員会事務局 総務係 (庁舎別館2階) ☎0476-33-4707	
税金	☐	市税の納付が済んでいない・納付状況がわからない	納税課収納管理係 (庁舎2階) ☎0476-33-4447	P.19
	☐	市税の納付を口座振替にしていた		
	☐	市民税・県民税が課税されていた	課税課市民税係 (庁舎2階) ☎0476-33-4443	P.20
	☐	固定資産を持っていた (所有権移転登記が済んでいない)	課税課 (庁舎2階) 家屋係 ☎0476-33-4446 土地係 ☎0476-33-4445	P.21

区分	☑	該当事項	問い合わせ先	詳細ページ
税金	☐	市内に未登記家屋を所有していた	課税課家屋係 (庁舎2階) ☎0476-33-4446	P.22
	☐	軽自動車税(種別割)が課税されていた	課税課税制係 (庁舎2階) ☎0476-33-4443	P.23
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車 (農耕作業用など)を所有していた		P.24
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	高齢者福祉課 介護認定給付係 (庁舎1階) ☎0476-33-4624	P.25
	☐	介護保険料または高額介護サービス費が発生していた	高齢者福祉課 介護保険係 (庁舎1階) ☎0476-33-4623	P.26
福祉 (高齢者)	☐	紙おむつ給付サービスを利用していた	高齢者福祉課 生きがい支援係 (庁舎1階) ☎0476-33-4592	P.27
	☐	外出支援・配食サービス・緊急通報サービスを利用 していた		
	☐	福祉タクシー券を利用していた		
福祉 (障がい)	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育 手帳を交付されていた	障がい福祉課 支援係 (庁舎1階) ☎0476-33-4136	P.28
	☐	障害児福祉手当を受給していた		
	☐	特別障害者手当を受給していた		
	☐	特別児童扶養手当を受給していた		P.29
	☐	特定疾患見舞金を受給していた		P.30
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	障がい福祉課(庁舎1階) 精神通院 支援係 ☎0476-33-4136 更生医療・育成医療 給付係 ☎0476-33-4639	



死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	問い合わせ先	詳細ページ
福祉 (障がい)	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	障がい福祉課給付係 (庁舎1階) ☎0476-33-4639	P.31-32
	☐	重度心身障害者医療費の助成を受けていた		P.32
	☐	児童通所施設を利用していた		P.33
	☐	障害福祉サービスを利用していた		
	☐	外出支援・配食サービス・緊急通報サービスを利用していた		P.34
	☐	移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービスを利用していた		
	☐	福祉タクシー券を利用していた		
子ども	☐	児童手当を受給していた	子育て支援課給付係 (庁舎別館1階) ☎0476-33-4645	P.35
	☐	児童扶養手当を受給していた		P.36
	☐	子ども医療費助成受給券を交付されていた		
	☐	ひとり親家庭等医療費等助成受給券を交付されていた		
	☐	未熟児養育医療券を交付されていた		P.37
上下水道	☐	上下水道を使用していた	市営水道・下水道課 第一環境係 ☎0476-42-8201 県営水道 千葉県企業局県水お客様センター ☎0570-001-245 長門川水道 長門川水道企業団 ☎0476-33-7718	P.38
その他	☐	森林を所有していた	農政課農政係 (庁舎2階) ☎0476-33-4487	P.39
	☐	農地中間管理事業を通して農地を貸借していた	農政課振興係 (庁舎2階) ☎0476-33-4488	
	☐	道路などを占用していた	土木管理許認可係 (本埜支所) ☎0476-33-4609	P.40

印西市役所1階・2階フロア案内図

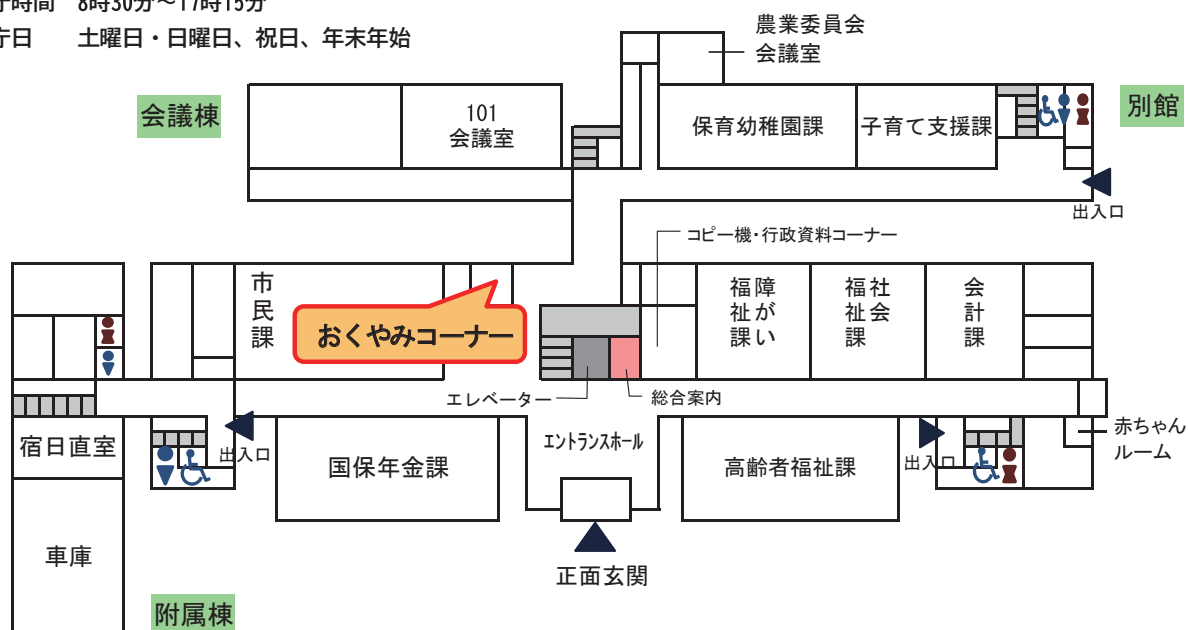
印西市役所

〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2

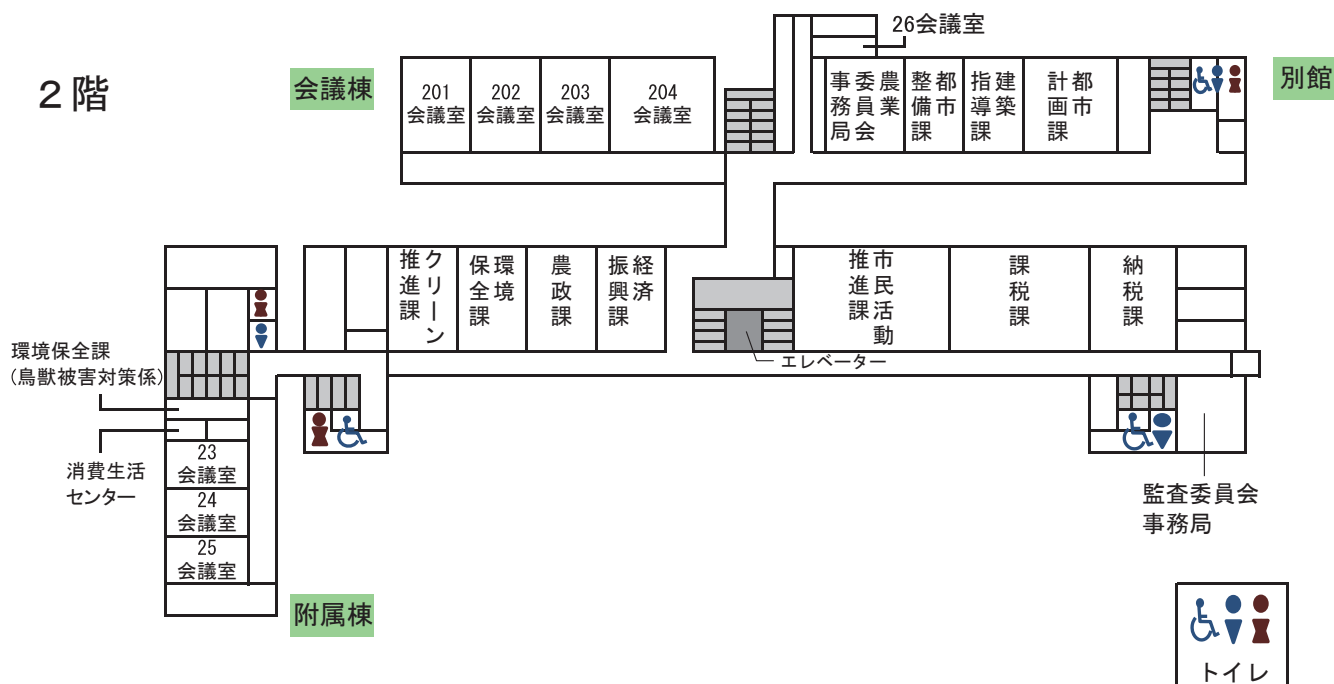
● 開庁時間 8時30分～17時15分

● 閉庁日 土曜日・日曜日、祝日、年末年始

1 階



2 階



3 階… 秘書広報課／人事課／選挙管理委員会事務局／総務課／防災課／企画政策課／
交通政策課／資産経営課／財政課

4 階… 文化振興課／生涯学習課／指導課／学務課／教育総務課／D X 推進課

5 階… 議会事務局

(令和7年4月1日現在)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。すべてのお手続きが完了してからご返却をお勧めします。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード・個人番号通知カード ☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 住民記録係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4442

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証(カード)の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証(カード)は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証(カード)	市民課 住民記録係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4442

2. 旅券（パスポート）に関する手続き

有効な旅券を持っていた

手続き 旅券の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、有効な旅券をお持ちだった場合、一般旅券返納届を提出してください。当該旅券を失効手続きし、ご希望の場合は旅券を還付します。（有効期限が過ぎた旅券は手続き不要です。）	すみやかに
	手続き可能な人 ご家族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の旅券 ☐ 亡くなられた方の死亡が確認できるもの 戸籍・除籍謄抄本、住民票除票、死亡診断書などの写し ☐ 届出人の本人確認書類	市民課 旅券交付係 （中央駅前出張所） コスモスパレット パレットⅡ内 ☎ 0476-33-3302 印西市中央南 1-4-3

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

3. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、資格確認書を回収しています。 ※市役所への返却が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
☐ 亡くなった方の資格確認書	問い合わせ先 国保年金課 保険税係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4462

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合から葬祭費が支給される場合があります。加入していた健康保険組合にお問い合わせください。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続き可能な人 葬祭を行った方(喪主)
☐ 葬祭を行った方(喪主)の通帳 ☐ 喪主の方及び亡くなった方の氏名が確認できる会葬礼状や領収書	問い合わせ先 国保年金課 給付係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4464

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2年間以内
必要なもの	手続き可能な人 相続人
☐ 預金通帳など(相続人のもの)	問い合わせ先 国保年金課 給付係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4464

手続き④ 相続人による相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に国民健康保険税が課税されている場合、国民健康保険税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたに送付するか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ相続人代表者指定届を郵送でお送りいたします。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は継承されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。詳しくは国保年金課までお問い合わせください。	約 2 週間以内
必要なもの	手続き可能な人
【法定相続人の方が相続人代表者となる場合】 原則不要 【法定相続人以外の方が相続人代表者となる場合】 ☐遺言書の写しなど	相続人
	問い合わせ先 国保年金課 保険税係 (庁舎 1 階) ☎ 0476-33-4462

MEMO

3. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、資格確認書を回収しています。 ※市役所への返却が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の資格確認書	国保年金課 高齢者医療年金係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4470

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭を行った方(喪主)
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭を行った方(喪主)の印鑑・通帳 ☐ 喪主の方及び亡くなられた方の氏名が確認できる会葬礼状や領収書	国保年金課 高齢者医療年金係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4470

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2 年間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑（相続人のもの） ☐ 預金通帳など（相続人のもの）	国保年金課 高齢者医療年金係 （庁舎 1 階） ☎ 0476-33-4470

手続き④ 相続人による相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の後期高齢者医療保険料の納入通知書や還付通知書は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたに送付するか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ相続人代表者指定届を郵送でお送りします。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は継承されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。詳しくは国保年金課までお問い合わせください。	約 2 週間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続人代表者となる場合】 原則不要 【法定相続人以外の方が相続人代表者となる場合】 ☐ 遺言書の写しなど	国保年金課 高齢者医療年金係 （庁舎 1 階） ☎ 0476-33-4470

4. 年金に関する手続き

国民年金に加入（国民年金第1号のみに加入していた方）または受給していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号の分かるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金の場合のみは、市役所または年金事務所へお問い合わせください。	— 手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの、届出人の本人確認書類など ※手続き内容により異なりますので詳細は市役所または年金事務所へお問い合わせください。	国保年金課 高齢者医療年金係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4470 船橋年金事務所 ☎ 047-424-8811

厚生年金（国民年金第3号を含む）に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号の分かるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。	お問い合わせください。 手続き可能な人 年金事務所へお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものを用意のうえ、年金事務所へお問い合わせください。	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 船橋年金事務所 ☎ 047-424-8811

共済年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号の分かるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	—
	手続き可能な人 各共済組合へお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものを用意のうえ、各共済組合へお問い合わせください。	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
西印旛農業協同組合（JA西印旛）へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	お早めにお手続きください。
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
「農業者年金死亡関係届出書」を提出する際に添付する書類がありますので、詳しくはお問い合わせください。	農業委員会事務局 総務係 （庁舎別館2階） ☎ 0476-33-4707

MEMO

5. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない・納付状況がわからない

手続き 市税の納付・相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。 納付書がない場合、納付が困難な場合、納付状況がわからない場合はご相談ください。	【納付】 納付書に記載の納期限まで 【相談】 すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
【市税を納付する場合】 ☐ 納付書 【納付書がない場合、納付が困難な場合、納付状況がわからない場合】 ☐ 手続きする方の本人確認書類 ※相続人であることを確認できる書類を求める場合があります。	納税課 収納管理係 (庁舎 2 階) ☎ 0476-33-4447

市税の納付を口座振替にしていた

手続き 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の口座から口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は口座振替の停止の手続きが必要です。 振替口座を変更する場合はお問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書 ☐ 手続きする方の本人確認書類 ☐ 停止する口座の通帳など口座番号がわかるもの ※納税通知書・停止する口座の通帳などがお手元にはない場合は ご相談ください。 ※相続人であることを確認できる書類を求める場合があります。	納税課 収納管理係 (庁舎 2 階) ☎ 0476-33-4447

市民税・県民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。詳しくは課税課までご連絡ください。	亡くなられた日から 3か月以内 ※「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することになります。
必要なもの	手続き可能な人
【法定相続人の方が相続人代表者となる場合】 原則不要 【法定相続人以外の方が相続人代表者となる場合】 ☐ 遺言書の写しなど	相続人代表者となる方
	問い合わせ先
	課税課 市民税係 (庁舎 2 階) ☎ 0476-33-4443 (相続放棄について) 管轄の家庭裁判所 千葉家庭裁判所 佐倉支部 ☎ 043-484-1243

MEMO

5. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に固定資産税が課税されている場合、固定資産税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※所有権移転登記が済んでいる方は、課税課への届出は不要です。 ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。詳しくは課税課までご連絡ください。	亡くなられた日から 3か月以内 ※郵送で案内が届いた方は、案内文に記載されている期日まで ※「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することになります。
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続人代表者となる場合】 原則不要 【法定相続人以外の方が相続人代表者となる場合】 ☐ 遺言書の写しなど	課税課 家屋係 (庁舎 2 階) ☎ 0476-33-4446 課税課 土地係 (庁舎 2 階) ☎ 0476-33-4445 (相続登記について) 管轄の法務局 千葉地方法務局 成田出張所 ☎ 0476-23-2313 (相続放棄について) 亡くなられた方の最後の 住所地を管轄する家庭裁判所

市内に未登記家屋を所有していた

手続き 未登記家屋異動届の提出

手続き詳細	期 限
登記されていない家屋（未登記家屋）の名義人が亡くなられた場合、名義人を変更する届出が必要となります。 ※不動産登記法上、登記は義務付けられております。登記されていない家屋は法務局でのお手続きをお願いします。	亡くなられた日から 3か月以内
	手続き可能な人
	新たに名義人となる方
必要なもの	問い合わせ先
相続の確認ができるもの ☐ 遺産分割協議書 ☐ 相続人全員の同意書など	課税課 家屋係 (庁舎2階) ☎ 0476-33-4446 (登記申請について) 管轄の法務局 千葉地方法務局 成田出張所 ☎ 0476-23-2313

MEMO

5. 税金に関する手続き

軽自動車税（種別割）が課税されていた

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に軽自動車税が課税されている場合、軽自動車税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただきます。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※「相続人代表者指定届」の提出の有無に関わらず、軽自動車などの名義変更や廃車のお手続きが必要になります。手続きの詳細は該当機関へお問い合わせください。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。詳しくは課税課までご連絡ください。	亡くなられた日から 3か月以内 ※「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することになります。
必要なもの	手続き可能な人
【法定相続人の方が相続人代表者となる場合】 原則不要 【法定相続人以外の方が相続人代表者となる場合】 ☐ 遺言書の写しなど	相続人代表者となる方
	問い合わせ先
	【原動機付自転車 (125cc 以下) ・小型特殊自動車】 課税課 税制係 (庁舎 2 階) ☎ 0476-33-4443 (名義変更など手続きについて) 【125cc 超のバイク (2 輪の軽自動車及び小型自動車)】 千葉運輸支局 習志野自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2024 【3 輪、4 輪の軽自動車】 軽自動車検査協会 千葉事務所習志野支所 ☎ 050-3816-3115 (相続放棄について) 管轄の家庭裁判所 千葉家庭裁判所 佐倉支部 ☎ 043-484-1243

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車(農耕作業用など)を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続しない場合(使用せず廃棄や譲渡をする場合)、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きが必要になります。	亡くなられた日から 1か月以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど) ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など) ※相続人以外の方が手続きする場合のみ、相続人からの委任状	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	課税課 税制係 (庁舎2階) ☎ 0476-33-4443

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど) ☐ 亡くなられた方と相続人との関係がわかる書類(戸籍謄本など) ※相続人以外の方が手続きする場合のみ、相続人からの委任状	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	課税課 税制係 (庁舎2階) ☎ 0476-33-4443

6. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却または破棄してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合についても返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	高齢者福祉課 介護認定給付係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4624

MEMO

介護保険料または高額介護サービス費が発生していた

手続き① 相続人による「相続人代表者指定届」の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険料の納入通知書や還付通知書は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたに送付するか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 なお、既に「送付先変更届」を提出されていて、相続人代表となる方が同じ場合は、改めて届出を提出する必要はありません。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ「相続人代表者指定届」を郵送します。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納付義務は継承されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。 詳しくは高齢者福祉課までお問い合わせください。	できれば約2週間以内
	手続き可能な人 相続人または相続人に依頼された方
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続人代表となる場合】 原則不要 【法定相続人以外の方が相続人代表者となる場合】 ☐ 遺言書の写しなど	高齢者福祉課 介護保険係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4623

手続き② 相続人による介護保険料還付金などの振込口座届出の提出

手続き詳細	期 限
介護保険料還付金、高額介護サービス費の振込先を相続人に変更する必要があります。 「口座振込依頼書」の届出をお願いします。 ※郵送手続き可。お電話で連絡いただければ「口座振込依頼書」を郵送します。	できれば約2週間以内
	手続き可能な人 相続人または相続人に依頼された方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の銀行名、支店名、口座番号などが分かるもの 印鑑は不要です	高齢者福祉課 介護保険係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4623

7. 福祉（高齢者）に関する手続き

紙おむつ給付サービスを利用していた

手続き 紙おむつの受給資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が紙おむつを利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 紙おむつの受給資格喪失届をお願いします。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
特になし	高齢者福祉課 生きがい支援係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4592

外出支援・配食サービス・緊急通報サービスを利用していた

手続き 廃止届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がサービスを利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので廃止届をお願いします。 緊急通報装置は貸与のため返却をお願いします。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
特になし	高齢者福祉課 生きがい支援係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4592

福祉タクシー券を利用していた

手続き 福祉タクシー券の喪失届と、未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 資格喪失届と未使用分の福祉タクシー券があれば返却をお願いします。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
特になし	高齢者福祉課 生きがい支援係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4592

8. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	障がい福祉課 支援係 (庁舎 1 階) ☎ 0476-33-4136

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未支払障害児福祉手当請求書を提出してください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 支援係 (庁舎 1 階) ☎ 0476-33-4136

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未支払特別障害者手当請求書を提出してください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 支援係 (庁舎 1 階) ☎ 0476-33-4136

8. 福祉（障がい）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【亡くなられた方が保護者の場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の方の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未払特別児童扶養手当請求書を提出してください。	手続き可能な人
受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 住民票除票 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可)	障がい福祉課 支援係
☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し	(庁舎1階)
☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本と、 振込口座の通帳の写し	☎ 0476-33-4136
☐ 印鑑	

【亡くなられた方が児童の場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の方の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未払特別児童扶養手当請求書を提出してください。	手続き可能な人
他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きとなります。	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑	障がい福祉課 支援係
☐ 住民票除票	(庁舎1階)
	☎ 0476-33-4136

特定疾患見舞金を受給していた

手続き 特定疾患見舞金の資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特定疾患見舞金を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の見舞金があれば請求となり、受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 支援係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4136

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返還してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	精神通院 障がい福祉課 支援係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4136 更生医療・育成医療 障がい福祉課 給付係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4639

8. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ☐ 亡くなられた方の住民票の除票 ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 給付係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4639

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票の除票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 給付係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4639

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・重度障害届出書の提出のみ手続きしてください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票の除票	障がい福祉課 給付係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4639

重度心身障害者医療費の助成を受けていた

手続き 重度心身障害者医療費助成受給券の返却及び、資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の重度心身障害者医療費助成受給券 ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 給付係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4639

8. 福祉（障がい）に関する手続き

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。 また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証	障がい福祉課 給付係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4639

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障がい福祉課 給付係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4639

外出支援・配食サービス・緊急通報サービスを利用していた

手続き 廃止届もしくは支給決定保護者の変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がサービスを受けていたら死亡日をもって受給資格が喪失となりますので廃止届をお願いします。 緊急通報装置は貸与のため返却をお願いします。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑	障がい福祉課 給付係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4639

移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービスを利用していた

手続き 死亡の申出もしくは支給決定保護者の変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がサービスを受けていたら死亡日をもってサービスの廃止になります。 対象者が児童の場合は保護者変更が必要となります。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	障がい福祉課 給付係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4639

福祉タクシー券を利用していた

手続き 福祉タクシー券の喪失届と、未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。資格喪失届と未使用分の福祉タクシー券があれば返却をお願いします。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	障がい福祉課 給付係 (庁舎1階) ☎ 0476-33-4639

9. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給予定者の場合】 ☐ 健康保険証 ☐ 金融機関の通帳または、キャッシュカード ☐ 本人確認書類	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
【お子様の場合】 ☐ お子様名義の通帳または、キャッシュカード ※ 受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。	問い合わせ先 子育て支援課 給付係 (庁舎別館 1 階) ☎ 0476-33-4645

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当受給者死亡届の提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14 日以内
	手続き可能な人 ご親族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類	子育て支援課 給付係 (庁舎別館 1 階) ☎ 0476-33-4645

子ども医療費助成受給券を交付されていた

手続き 受給券の返納手続き

手続き詳細	期 限
子ども医療費助成受給券を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童の子ども医療費助成受給券	子育て支援課 給付係 (庁舎別館 1 階) ☎ 0476-33-4645

ひとり親家庭等医療費等助成受給券を交付されていた

手続き 受給券の返納、受給資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費等助成受給券を交付していた方が亡くなった場合、その受給券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。受給資格の喪失には、別途手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 ご家族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなった方のひとり親家庭等医療費等助成受給券	子育て支援課 給付係 (庁舎別館 1 階) ☎ 0476-33-4645

9. 子どもに関する手続き

未熟児養育医療券を交付されていた

手続き 養育医療券の返納手続き

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 乳児の養育医療券	乳児の保護者
	問い合わせ先
	子育て支援課 給付係 (庁舎別館 1 階) ☎ 0476-33-4645

MEMO

10. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。	すみやかに
市営水道・下水道については、 第一環境(株) ☎0476-42-8201 (業務受託者)	手続き可能な人
県営水道については、 千葉県企業局県水お客様センター ☎0570-001-245	ご親族または同居者が望ましい
長門川水道については、 長門川水道企業団 ☎0476-33-7718へ連絡をしてください。	
必要なもの	問い合わせ先
なし	○市営水道・下水道 第一環境(株) (業務受託者) ☎ 0476-42-8201 ○県営水道 千葉県企業局県水お客様センター ☎ 0570-001-245 ○長門川水道 長門川水道企業団 ☎ 0476-33-7718

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

11. その他の手続き

森林を所有していた

手続き 森林所有者の名義変更手続き

手続き詳細	期 限
森林所有者が亡くなられた場合は、森林所有者の名義変更が必要になる場合があります。（対象となる森林については農政課へお問い合わせください。）また、相続登記が完了しましたら、所有者が変わったことがわかる書類及び土地の位置図を持参し、印西市役所農政課の窓口でお手続きをお願いします。	所有者となった日から90日以内
	手続き可能な人
	相続人など （相続人以外の場合は、委任状が必要）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 所有者が変わったことがわかる書類 （登記事項証明書（写し）、その他の届出の原因を証明する書類） ☐ 当該土地の位置図 （Googleマップ、ゼンリン地図など）	農政課農政係 ☎ 0476-33-4487

農地中間管理事業を通して農地を貸借していた

手続き 農地中間管理事業の名義変更手続き

手続き詳細	期 限
農用地の所有者が亡くなられた場合は、農用地所有者の死亡届が必要となります。また、相続登記が完了しましたら、貸付農地相続人決定届のご提出をお願いします。 農用地の耕作者の方が亡くなられた場合は、農用地借受者の死亡届を提出する必要があります。	できるだけすみやかに
	手続き可能な人
	相続人または相続人の代表の方 （相続人以外の場合は、委任状が必要）
必要なもの	問い合わせ先
【農用地の所有者】 ☐ 農用地所有者の死亡届 ☐ 貸付農地相続人決定届 ☐ 振込先指定口座依頼書（所有者死亡により振込先を変更する場合） ☐ 印鑑 【農用地の耕作者】 ☐ 農用地借受者の死亡届 ☐ 印鑑	農政課振興係 ☎ 0476-33-4488

道路などを占有していた

手続き 占有許可の廃止または名義変更手続き

手続き詳細	期 限
占有許可を廃止する場合は占有廃止届の提出を、相続により名義の変更をする場合は、占有者地位承継届出書を提出してください。添付書類として、占有許可書の写しが必要です。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけすみやかに
	手続き可能な人
	相続人など
必要なもの	問い合わせ先
【道路占有などの廃止】 ☐ 占有廃止届及び占有許可書の写し 【名義の変更（相続される場合）】 ☐ 占有者地位承継届出書及び占有許可書の写し ※提出書類の詳細はお問い合わせください。	土木管理課 許認可係 （本埜支所） ☎ 0476-33-4609

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	すみやかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
国民年金第1号被保険者への種別変更		亡くなられた方の配偶者が国民年金第3号被保険者だった場合は、国民年金第1号被保険者に種別変更するための届出をする必要があります。 【必要なもの】 3号被保険者だった方の基礎年金番号が分かるもの、扶養喪失日が分かるもの 【手続き先】 市役所または年金事務所
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 お近くの年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

MEMO

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納	印西警察署 印西市大森2514-13 ☎ 0476-42-0110
軽自動車	☐	名義変更・廃車など	軽自動車検査協会 千葉事務所習志野支所 八千代市緑が丘西8-10-1 ☎ 050-3816-3115
普通自動車	☐	税金に関する手続き	佐倉県税事務所 佐倉市鎬木仲田町8-1 印旛合同庁舎1階 ☎ 043-483-1115
		名義変更・廃車など	関東運輸局千葉運輸支局 習志野自動車検査登録事務所 船橋市習志野台8-57-1 ☎ 050-5540-2024
バイク (125CC超)	☐	名義変更・廃車など	関東運輸局千葉運輸支局 習志野自動車検査登録事務所 船橋市習志野台8-57-1 ☎ 050-5540-2024
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告 など	成田税務署 成田市加良部1-15 ☎ 0476-28-5151
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記 など	千葉地方法務局成田出張所 成田市郷部1322 ☎ 0476-23-2313
医療費助成（指定難病など）	☐	受給資格の消滅手続き	印旛保健所 （印旛健康福祉センター） 佐倉市鎬木仲田町8-1 印旛合同庁舎1階 ☎ 043-483-1133

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
株式など	☐	名義変更	各証券会社
国債	☐	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または 証券保管証書に記載の郵便局
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス料金など	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		☎ 0120-151515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

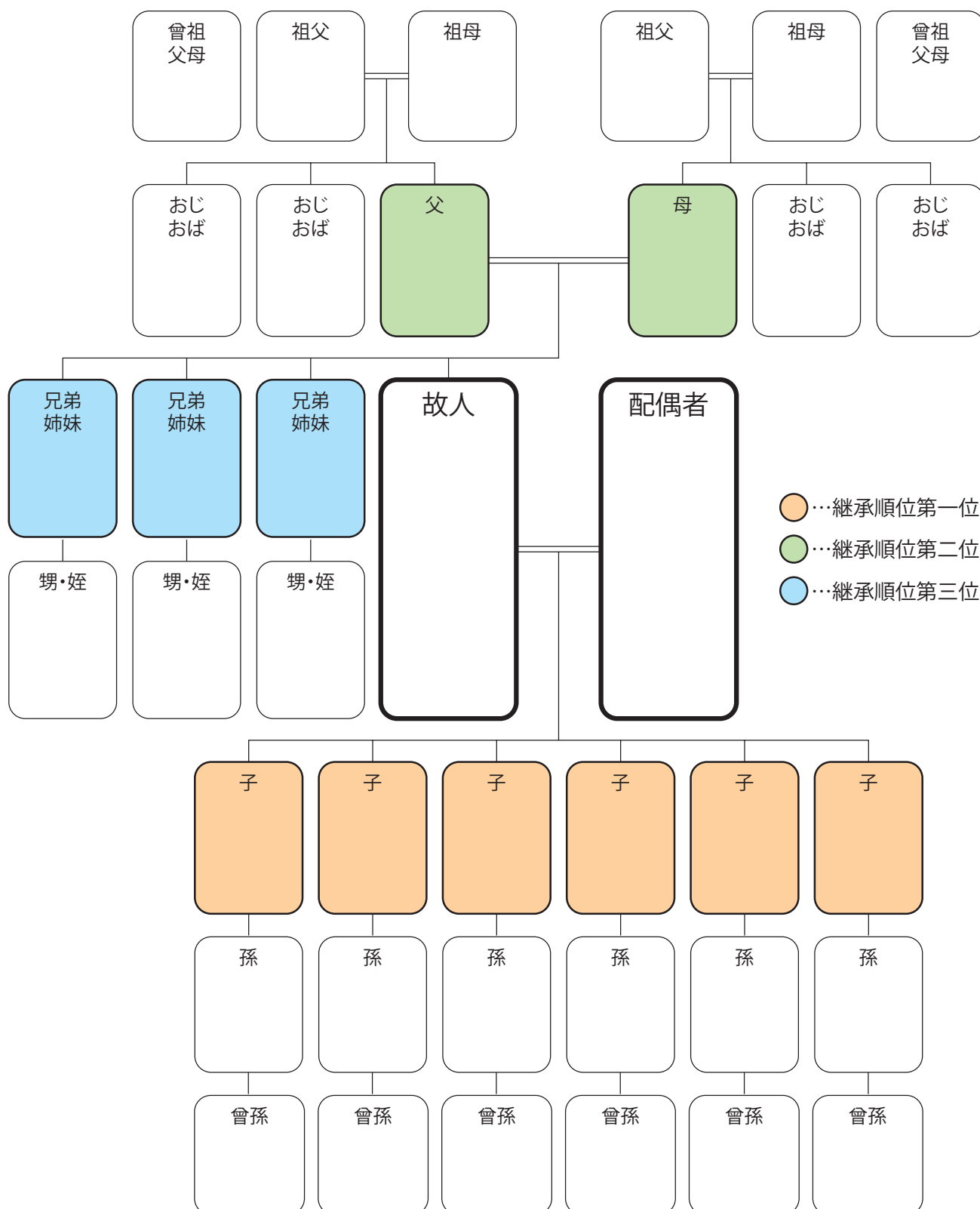
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

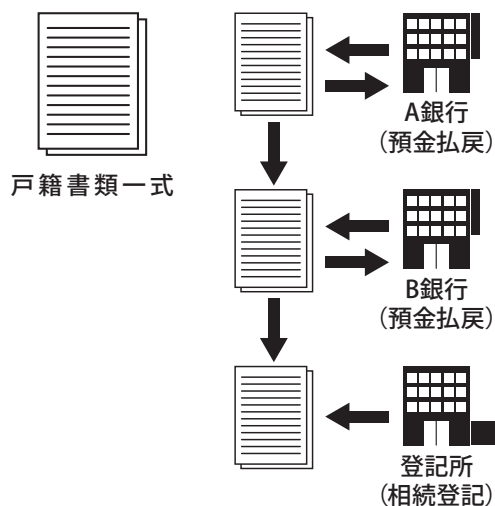
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

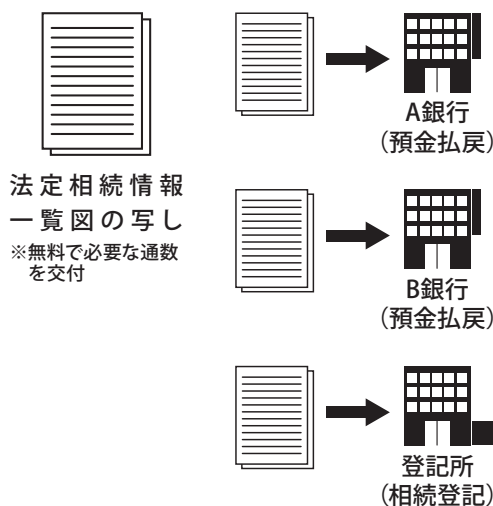
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

委任状

印西市長 あて

代理人（頼まれた人）

住所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私は上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

○（該当する項目の□にチェック（レ）してください。）

1 （故人） _____ の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- ☐ おくやみコーナーでの届出に関する一切の権限
☐ 住民票（除かれた住民票）の交付申請および受領の権限
☐ 戸籍証明書の交付申請および受領の権限
☐ その他（ _____ ）

2 （委任者） _____ の下記の事項に関する権限

- ☐ 住民票の交付申請および受領の権限
☐ 戸籍証明書の交付申請および受領の権限
☐ その他（ _____ ）

委任者（頼んだ人） この委任状を書いた日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
連 絡 先 _____ ※日中連絡が取れる電話番号

この委任状はコピーした上で、下線部について、すべて委任者の自筆で記入してください。

代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）をお持ち下さい。

MEMO

MEMO

MEMO

発行 印西市市民部市民課
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025 年 9 月

おくやみハンドブックに関するお問い合わせ
☎0476-33-4441（市民課窓口係）

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を印西市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。

